

入札説明書

「相模原市立中学校給食調理業務委託（南区1ブロック）」ほか2件（長期継続契約）に係る入札執行の公告に基づく条件付き一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 手続開始の公告 令和8年4月13日（月）
（※スケジュール変更の公告 令和8年4月20日（月））

2 業務の概要

（1）契約件名

相模原市立中学校給食調理業務委託（南区1ブロック）ほか2件（長期継続契約）

（2）委託業務内容

各業務委託仕様書に記載のとおり

（3）対象の市立中学校

	学校数	中学校名
南区1ブロック	6校	上鶴間中、大野台中、谷口中、新町中、鶴野森中、東林中
南区2ブロック	6校	大野南中、相模台中、麻溝台中、相武台中、若草中、相陽中
中央区ブロック	5校	緑が丘中、弥栄中、由野台中、大野北中、共和中

（4）想定食数

	1日あたりの食数	年間あたりの食数
南区1ブロック	1, 360食	238, 549食
南区2ブロック	1, 329食	233, 248食
中央区ブロック	1, 212食	213, 122食

（5）その他

- ア 各中学校の住所、生徒数及び学級数については、別表・別添資料を参照すること。
- イ 想定食数は当該中学校の生徒及び教職員数の想定喫食率（南区1ブロック：約47.9%、南区2ブロック：約44.4%、中央区ブロック：約43.8%）を見込んだ食数の推計値であり、委託料の支払いを保証するものではない。
- ウ 複数区の受託は可能だが、想定食数から自社の調理能力等を十分に考慮して申請すること。
- エ 3年生（普通級）は2月上旬で給食提供が終了となる。
- オ 給食提供期間は土曜日、日曜日、祝日、長期休業を除いた日を原則とし、発注者が受注者に指示するものとする。各学校の実施日は学校行事等により異なる。

3 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に

該当しない者であること。

- (2) 公告現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- (8) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (9) 入札日前日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）第3条の3に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録されていること。
- (10) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (11) 委託の実績
 - ア 別紙「入札案件概要書」に定める「履行実績」の条件に該当する実績があること。
 - イ 確認書類
 - (ア) 契約書の写しの場合、変更契約分まで提出すること。
 - (イ) 契約書により委託内容が確認できない場合は、内訳書などの委託内容が確認できる書類を別途提出すること。

4 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市教育局教育環境部 学校給食課

電話 042-707-7084

FAX 042-758-9036

E-mail アドレス gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページURL <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

5 入札・開札の日時等に関する事項

別紙「入札案件概要書」のとおり

6 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書

イ 同種業務実績調書

ウ 最新の営業許可内容が記載された公的な書類（例：営業許可証又は営業許可事項通知書など）

エ 受注者の調理施設から各対象学校の配膳室に、給食開始時間の60分前までに配送可能な配送計画案及び配送ルート図

(2) 提出期限及び提出方法

提出期限は別紙「入札案件概要書」のとおりとし、提出方法は郵便での提出とする。郵便提出は、必ず簡易書留又は一般書留郵便にて提出期限必着とし、郵送した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 提出場所

「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、E-mailにより通知（競争参加資格確認通知書）する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「入札参加資格喪失届（様式1）」を使用して入札参加資格喪失届を作成し、E-mailにより提出すること。

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

(1) 入札説明書（仕様書等）は相模原市ホームページ「入札等新着情報」からダウンロード可。

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※ 質問は、別紙「質問回答書」により作成し、E-mailにより提出すること。

※ 回答は、全ての入札参加者にE-mailにより送付する。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札に関する注意事項

本入札は、次のとおり郵便入札で実施する。入札・開札の日時は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。

(1) 入札書は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付すること。

提出期限は5月14日(木)必着とする。

(2) 別紙の入札書を使用し、「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札日を記入すること

(3) 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書きし、送付すること。

(4) 入札書に記入する金額は、1食あたりの単価金額で、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額を記入すること。また、小数点以下第二位まで記入すること。

(5) 郵送した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(6) 送付先は、「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」とする。

(7) 持参、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(8) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

(9) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について（郵便入札）」のとおりとする。

11 長期継続契約に関する事項

(1) 本案件は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3に基づく長期継続契約であり、複数年にわたる契約となる。

(2) 契約期間全体の総額による契約とする。

(3) 契約保証金は契約金額を1年あたりに換算した額の100分の10以上とする。

(4) 過去の実績による契約保証金免除については、契約期間全体の総額を基準に判断する。

(5) 本案件は、翌年度以降は予算の範囲内で給付を受けることになり、予算の減額又は削除があった場合の契約解除に関する特約条項を設ける。

1.2 入札の辞退

- (1) 入札に参加する者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札に参加する者は、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届をE-mail又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な扱いを受けるものではない。

1.3 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札又は同規則に違反した入札
- (3) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 案件名の記載がないもの
 - オ 「10 入札に関する注意事項」(1)の期限までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ 「10 入札に関する注意事項」(1)で記した書留郵便で送付していないもの
 - ク 「10 入札に関する注意事項」(3)で記した二重封筒にしていないもの
 - ケ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- (4) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書
- (5) 不正行為があったと認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

1.4 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ抽選により決定とする。
- (4) 落札者決定通知書はE-mailにより通知する。

1.5 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額を1年当りに換算した額の100分の10以上を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1.6 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。

- (2) 開札した後であっても、法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.7 支払方法に関する事項

別紙契約書及び仕様書のとおり、請求に基づき支払う。

1.8 異議の申立て

公告、入札案件概要書及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

1.9 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書(案)」による。
- (2) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル(平成16年6月1日施行)によるものとする。
- (3) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、契約規則によるものとする。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

相模原市 教育局 教育環境部 学校給食課 給食経理班 電話 042-707-7084
--

入札説明書

「相模原市立中学校給食調理業務委託（南区1ブロック）」ほか2件（長期継続契約）に係る入札執行の公告に基づく条件付き一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 手続開始の公告 令和8年4月13日（月）
（※スケジュール変更の公告 令和8年4月20日（月））

2 業務の概要

（1）契約件名

相模原市立中学校給食調理業務委託（南区1ブロック）ほか2件（長期継続契約）

（2）委託業務内容

各業務委託仕様書に記載のとおり

（3）対象の市立中学校

	学校数	中学校名
南区1ブロック	6校	上鶴間中、大野台中、谷口中、新町中、鶴野森中、東林中
南区2ブロック	6校	大野南中、相模台中、麻溝台中、相武台中、若草中、相陽中
中央区ブロック	5校	緑が丘中、弥栄中、由野台中、大野北中、共和中

（4）想定食数

	1日あたりの食数	年間あたりの食数
南区1ブロック	1, 360食	238, 549食
南区2ブロック	1, 329食	233, 248食
中央区ブロック	1, 212食	213, 122食

（5）その他

- ア 各中学校の住所、生徒数及び学級数については、別表・別添資料を参照すること。
- イ 想定食数は当該中学校の生徒及び教職員数の想定喫食率（南区1ブロック：約47.9%、南区2ブロック：約44.4%、中央区ブロック：約43.8%）を見込んだ食数の推計値であり、委託料の支払いを保証するものではない。
- ウ 複数区の受託は可能だが、想定食数から自社の調理能力等を十分に考慮して申請すること。
- エ 3年生（普通級）は2月上旬で給食提供が終了となる。
- オ 給食提供期間は土曜日、日曜日、祝日、長期休業を除いた日を原則とし、発注者が受注者に指示するものとする。各学校の実施日は学校行事等により異なる。

3 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に

該当しない者であること。

- (2) 公告現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- (8) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (9) 入札日前日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）第3条の3に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録されていること。
- (10) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (11) 委託の実績
 - ア 別紙「入札案件概要書」に定める「履行実績」の条件に該当する実績があること。
 - イ 確認書類
 - (ア) 契約書の写しの場合、変更契約分まで提出すること。
 - (イ) 契約書により委託内容が確認できない場合は、内訳書などの委託内容が確認できる書類を別途提出すること。

4 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市教育局教育環境部 学校給食課

電話 042-707-7084

FAX 042-758-9036

E-mail アドレス gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページURL <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

5 入札・開札の日時等に関する事項

別紙「入札案件概要書」のとおり

6 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書

イ 同種業務実績調書

ウ 最新の営業許可内容が記載された公的な書類（例：営業許可証又は営業許可事項通知書など）

エ 受注者の調理施設から各対象学校の配膳室に、給食開始時間の60分前までに配送可能な配送計画案及び配送ルート図

(2) 提出期限及び提出方法

提出期限は別紙「入札案件概要書」のとおりとし、提出方法は郵便での提出とする。郵便提出は、必ず簡易書留又は一般書留郵便にて提出期限必着とし、郵送した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 提出場所

「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、E-mailにより通知（競争参加資格確認通知書）する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「入札参加資格喪失届（様式1）」を使用して入札参加資格喪失届を作成し、E-mailにより提出すること。

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

(1) 入札説明書（仕様書等）は相模原市ホームページ「入札等新着情報」からダウンロード可。

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※ 質問は、別紙「質問回答書」により作成し、E-mailにより提出すること。

※ 回答は、全ての入札参加者にE-mailにより送付する。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札に関する注意事項

本入札は、次のとおり郵便入札で実施する。入札・開札の日時は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。

(1) 入札書は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付すること。

提出期限は5月14日(木)必着とする。

(2) 別紙の入札書を使用し、「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札日を記入すること

(3) 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書きし、送付すること。

(4) 入札書に記入する金額は、1食あたりの単価金額で、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額を記入すること。また、小数点以下第二位まで記入すること。

(5) 郵送した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること(日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(6) 送付先は、「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」とする。

(7) 持参、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(8) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日(閉庁日を除く。)以内に再入札通知書を発行する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

(9) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について(郵便入札)」のとおりとする。

11 長期継続契約に関する事項

(1) 本案件は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条の3に基づく長期継続契約であり、複数年にわたる契約となる。

(2) 契約期間全体の総額による契約とする。

(3) 契約保証金は契約金額を1年あたりに換算した額の100分の10以上とする。

(4) 過去の実績による契約保証金免除については、契約期間全体の総額を基準に判断する。

(5) 本案件は、翌年度以降は予算の範囲内で給付を受けることになり、予算の減額又は削除があった場合の契約解除に関する特約条項を設ける。

1.2 入札の辞退

- (1) 入札に参加する者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札に参加する者は、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届をE-mail又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な扱いを受けるものではない。

1.3 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札又は同規則に違反した入札
- (3) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 案件名の記載がないもの
 - オ 「10 入札に関する注意事項」(1)の期限までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ 「10 入札に関する注意事項」(1)で記した書留郵便で送付していないもの
 - ク 「10 入札に関する注意事項」(3)で記した二重封筒にしていないもの
 - ケ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- (4) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書
- (5) 不正行為があったと認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

1.4 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ抽選により決定とする。
- (4) 落札者決定通知書はE-mailにより通知する。

1.5 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額を1年当りに換算した額の100分の10以上を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1.6 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。

- (2) 開札した後であっても、法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.7 支払方法に関する事項

別紙契約書及び仕様書のとおり、請求に基づき支払う。

1.8 異議の申立て

公告、入札案件概要書及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

1.9 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書(案)」による。
- (2) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル(平成16年6月1日施行)によるものとする。
- (3) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、契約規則によるものとする。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

相模原市 教育局 教育環境部 学校給食課 給食経理班 電話 042-707-7084
--